

平成 2 9 年度

第 3 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会農地部会議事録

平成29年6月13日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成29年度第3回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

### ＜会議に付した議案＞

|       |                                    |     |
|-------|------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について               | 4件  |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について               | 6件  |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について               | 16件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について       | 1件  |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）         | 1件  |
| 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用） | 9件  |
| 議案第7号 | 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について        | 1件  |
| 議案第8号 | 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について             | 11件 |
| 議案第9号 | 農用地利用配分計画（案）の意見について                | 1件  |

|       |                           |     |
|-------|---------------------------|-----|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について   | 4件  |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  | 12件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  | 36件 |
| 報告第4号 | 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  | 1件  |
| 報告第5号 | 地目変更について                  | 20件 |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条） | 4件  |

<出席委員>（16名）

|      |         |      |                |
|------|---------|------|----------------|
| 1 番  | 橋 本 泉   | 2 番  | 長谷部 衡 平        |
| 3 番  | 小 林 正 明 | 4 番  | 笠 川 泰 雄        |
| 5 番  | 武津岡 広 治 | 6 番  | 鈴 木 武 夫（農地部会長） |
| 7 番  | 中 島 賢 治 | 8 番  | 猪 野 幹 夫        |
| 9 番  | 宮 崎 一 雄 | 10 番 | 蛭 田 浩 文        |
| 11 番 | 浅 尾 孝   | 13 番 | 竹 下 洋 一        |
| 14 番 | 長谷川 功   | 15 番 | 石 橋 幹 男        |
| 16 番 | 高 澤 義 信 | 17 番 | 小 川 隆 良        |

<欠席委員>（1名）

12 番 大 塚 久 （職務代理者）

<事務局説明員>

|             |         |        |         |
|-------------|---------|--------|---------|
| 事務局長        | 加 瀬 秀 行 | 次 長    | 岡 本 茂 之 |
| 次長補佐        | 橘 菌 俊 朗 | 農地指導班長 | 今 井 正 隆 |
| 農地利用最適化推進班長 | 福 島 悟   | 農地審査班長 | 江 上 章 子 |

<農政部説明員>

農政課農地保全班長 中 村 健 一

議長  
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 9 年度第 3 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 6 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。

1 0 番・「蛭田 浩文」委員

1 1 番・「浅尾 孝」委員

のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 1 分科会委員長、ご説明願います。

第 1 分科会委員長  
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

はじめに第 1 項です。

本項は第 2 項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の 1 - 1 ・ 2 をご参照願います。

本案件は、権利者であります若葉区御成台在住の方が義務者であります同区谷当町の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、ソラマメ、キュウリを予定しております。

次に、第 3 項です。

お手元の資料の 1 - 3 をご参照願います。

本案件は、権利者であります中央区大巖寺町在住の方が義務者であります同区同町の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第 4 項です。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

事 務 局

議 長  
(鈴木武夫部会長)

橋本 委員

事 務 局

お手元の資料の1－4をご参照願います。

本案件は、権利者であります緑区大木戸町在住の方が義務者であります同区土気町の方が所有する同区平川町の農地を、経営規模を拡大するため使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、サツマイモ、ネギ、自然薯を予定しております。

第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議案第1号について事務局より補足説明願います。

分科会での主な質疑についてご報告します。

第1項及び第2項ですが、本案件の申請土地近くで権利者は耕作しているのかというご質問をいただきました。

権利者は申請地に隣接するに農地を所有し耕作しており、また、申請地に近接する土地を3筆所有し、耕作していることを農地台帳で確認いたしました。

補足説明は以上でございます。

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

第4項について、貸借にあたって賃借料は発生せず無償で貸借するということなのですか。

義務者は耕作することができず、荒らしてしまうことは忍びないという考えから無償でも構わないので耕作してくれる人を探していたので、無償で貸借することについては合意済みであります。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長  
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第5項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です。

本項は第2項及び議案第3号第3項と一体案件でありますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の2-1・2、3-3をご参照願います。

本案件は、貸運動場用地としたいというものです。

申請土地は、犢橋市民センターから南西に約200mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と宅地、資材置場等が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲に法面処理に加え土堰堤を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

本項は第4項と関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の2-3・4をご参照願います。

本案件は、第3項については共同住宅及び長屋住宅用地、第4項については道路用地としたいというものです。

申請土地は、千城台西保育所から北西へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅と農地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は抑制施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。

本項は議案第3号第5項及び第6項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の2-5、3-5・6をご参照願います。

本案件は、長屋住宅用地としたいというものです。

申請土地は、千葉東警察署から南西へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は住宅と農地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は抑制施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。

お手元の資料の2-6をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地としたいというものです。

申請土地は、若葉消防署桜木出張所から北東へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて宅内処理します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長  
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第10項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です。

本項は第2項と一体案件でありますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の3-1・2をご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得したいというものです。

申請土地は、千葉西税務署から南東に約300mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と宅地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は抑制施設で流出抑制後、側溝に接続します。

また、周囲に板柵工を設置します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第3項は議案第2号でご審議いただきましたので、第4項にうつります。

お手元の資料の3－4をご参照願います。

本案件は、貸資材置場及び貸車両置場用地とするため、売買により取得したいというものです。

申請土地は、千葉北警察署から北東へ約800mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は資材置場と農地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水は自然浸透で処理します。

また、周囲にブロック及び鋼板塀を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第5項及び第6項は議案第2号でご審議いただきましたので、第7項にうつります。

本項は第8項と一体案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の3－7・8をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定したいというものです。

申請土地は、農政センターから北西へ約800mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は山林が広がっております。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。

次に、第9項です。

お手元の資料の3－9をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得したいというものです。

申請土地は、市立大巖寺小学校から東に約700mに位

置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と宅地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水は自然浸透で処理します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第10項です。

お手元の資料の3-10をご参照願います。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定したいというものです。

申請土地は、JR内房線浜野駅から東に約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は車両置場と宅地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水は自然浸透で処理します。

また、土留めを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第11項です。

本項は第12項と一体案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の3-11・12をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定したいというものです。

申請土地は、幕張パーキングエリアから西に約100mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化が著しい区域内にあることから第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、既存ブロックを利用し、周囲に木柵を設置します。他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第13項です。

お手元の資料の3-13をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定したいというものです。

申請土地は、市立小倉小学校から北西に約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にあることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて宅内処理します。

また、ブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第14項です。

お手元の資料の3-14をご参照願います。

本案件は、貸福祉事業所用地とするため、使用貸借権を設定したいというものです。

申請土地は、若葉消防署都賀出張所から南東に約150mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にあることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水につきましては汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設で流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第15項です。

お手元の資料の3-15をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定したいというものです。

申請土地は、市立川戸小学校から東に約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にあることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。

また、周囲にフェンスを設置します。

次に、第16項です。

お手元の資料の3-16をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定したいというものです。

申請土地は、市立川戸小学校から東に約200mに位置

議長  
(鈴木武夫部会長)

事務局

する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にあることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。

また、周囲にフェンスを設置します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議案第3号について事務局より補足説明願います。

分科会での主な質疑についてご報告します。

第7項及び第8項における申請土地の賃借権設定額は、報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」の第1項における、許可取消土地において設定された賃借権設定額とで差異が生じているのかというご質問をいただきました。

これについては、3.3㎡あたり年330円で差異はございません。

また、第15項及び第16項について、近接している土地で同一の事業者が権利者となっているが、一体案件としてみないのかというご質問がありました。

これについて、事業の目的は太陽光発電で同じではありますが、権利者によれば一連の事業計画は存在せず、譲渡人との地上権設定の契約締結次第、適宜転用許可申請を単発で行い、独立した施設を設置しています。

また、それぞれの施設は近隣ではあるものの、送電施設等は完全に独立したものであり、経済産業省への設備認定、東京電力への電力受給契約も独立して行っていることにより、各々個別の転用申請とみることにいたしました。

さらに、第15項と第16項の申請地が近接しているにも関わらず、農地種別が異なっていることについて、ご質問がありました。

これは、第15項の申請土地においては、下水管及びガス管が埋設していることが確認できたため、農地法施行規則第43条第1項に該当する第3種農地と判断し、第16項においては、下水管のみの埋設であったことから、第2種農地と判断いたしました。

補足説明は、以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長  
(宮崎一雄委員長)

本案件は報告第4号との関連案件ですので一括してご説明いたします。

議案書の14ページをご参照願います。

併せてお手元の資料「議案第4号」と記載のあるページに位置図、公図、土地利用新旧対照図をご覧ください。

申請土地は、農政センターから北西に約800mに位置する農地です。

当初の申請内容は、電力の需給エリアであり、日照条件の良い申請地を太陽光発電施設用地としたい、というものでした。

本件における、計画変更承認申請理由は、工事施工したところ、当初計画よりも一体利用地への太陽光発電パネルの設置面積を増加させたことにより、発電出力を確保しつつ、農地転用面積を減少させることが可能となったというものです。

併せて、報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」においては、転用許可を受けた農地のうち分筆登記した部分について許可取消したいというものです。

なお、先にご説明いたしました、議案第3号第7項及び第8項の申請地は、本案件における許可取消土地になります。

第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>断し、承認相当と意見決定いたしました。<br/>以上でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長<br>(鈴木武夫部会長)       | <p>ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>——— 質問・意見なし ———</p> <p>質問、意見等ないので、採決いたします。<br/>第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長                    | <p>——— 挙手 ———</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長<br>(鈴木武夫部会長)       | <p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。<br/>第1分科会委員長、ご説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第1分科会委員長<br>(宮崎一雄委員長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、茨城県土浦市に本社を置く法人が、若葉区金親町の畑 2,427㎡のうち665㎡に賃借権を設定し、隣接地の太陽光パネル設置に伴う、作業員の駐車場及び資材運搬用車両の通路として、一時的に使用したいというものです。</p> <p>資料5－1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地は、若葉消防署の東約150メートルに位置します。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は、畑で現在一部耕作中です。</p> <p>一時転用による盛土等の土地の形状の変更はありませんが、一部に鉄板を敷きます。</p> <p>一時転用期間は、本年6月15日から10月30日までとなっております。</p> <p>費用は、80万円で土地賃借料と整地、敷き鉄板代となっております。</p> <p>第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               | <p>以上でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>議 長<br/>(鈴木武夫部会長)</p>      | <p>ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>——— 質問・意見なし ———</p> <p>質問、意見等ないので、採決いたします。<br/>第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>議 場</p>                    | <p>——— 挙手 ———</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>議 長<br/>(鈴木武夫部会長)</p>      | <p>賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。<br/>第1分科会委員長、ご説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第1分科会委員長<br/>(宮崎一雄委員長)</p> | <p>ご説明いたします。<br/>第1項から第9項まで、一体案件ですので、一括してご説明いたします。<br/>本案件は、平成27年度第2回農地部会でご審議をいただき、平成27年6月17日付で一時転用許可を行いました案件の、計画変更に係るものです。<br/>若葉区中野町に本店を置く法人が、同町において総事業面積21,717㎡の農地造成をするにあたり、造成地内の畑、計13,989㎡を平成29年6月30日までの期間で一時転用しているものですが、「土砂発生元の工事遅延で、土砂搬入計画に変更が生じたため、農地造成、工事用地の使用期間を平成30年6月16日まで延長したい」というものです。<br/>第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。<br/>以上でございます。</p> |
| <p>議 長<br/>(鈴木武夫部会長)</p>      | <p>ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                       |                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>———— 質問・意見なし ————</p> <p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                                                                                 |
| 議 場                   | <p>———— 挙手 ————</p>                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | <p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。</p> <p>第1分科会委員長、ご説明願います。</p>                                                                           |
| 第1分科会委員長<br>(宮崎一雄委員長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、千葉西税務署管内の納税猶予における20年経過予定案件です。</p> <p>5月26日、花島豊勇委員が、「特例農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認」しました。</p> <p>第1分科会といたしましては、この内容で千葉西税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | <p>ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>———— 質問・意見なし ————</p> <p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                          |
| 議 場                   | <p>———— 挙手 ————</p>                                                                                                                                                                             |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | <p>賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。</p>                                                                                                                                                          |

第1分科会委員長  
(宮崎 委員長)

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。第1分科会委員長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区御殿町在住の方の所有する、同区大井戸町の田1筆、面積2,009㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は140万円です。

第2項から第5項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第2項及び第3項は、千葉みらい農業協同組合が若葉区高根町在住の方の所有する同区川井町の畑1筆、面積2,586㎡を賃借にて借り上げ、同区大広町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第4項及び第5項は、同じく千葉みらい農業協同組合が緑区高田町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積4,452㎡を賃借にて借り上げ、同区あすみが丘の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第6項は、若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の田6筆、合計面積9,456㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。

第7項は、若葉区高根町在住の農家の方が、中央区浜野町在住の方、他1名の所有する、若葉区高根町の田4筆、合計面積6,669㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は1年6か月です。

第8項は、八街市山田台在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方の所有する、若葉区中野町及び谷当町の畑2筆、合計面積4,990㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10年です。

第9項は、船橋市上山町在住の方が、緑区平山町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積6,523㎡に賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間は6年です。

第10項及び第11項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括

議長  
(鈴木武夫部会長)

してご説明します。

千葉県園芸協会が緑区下大和田町在住の方、他1名の方の所有する田3筆、合計面積4,643㎡に賃借権を設定するもので、設定期間はそれぞれ10年です。

第1項から第11項までの合計面積は41,328㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

——— 質問・意見なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。  
第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定といたします。

次に、議案第9号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議長

=== 農政部入室 ===

それでは、はじめに、事務局より議案の概略説明、続いて「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

事 務 局

議案第9号についてご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。審議案件は、1件です。

計画の詳細は、市農政部よりご説明頂きます。

農 政 部

議案第9号議案について、ご説明いたします。本案件は、「議案第8号第10項から第11項」でご審議いただきました千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました「議案第8号第10項から第11項の案件」がこれにあたります。

併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項は、緑区下大和田町、土気町の田3筆、面積4,643㎡を緑区板倉町所在の法人に賃借権を設定するので、期間は、県の認可・公告の日から平成39年6月30日までの約10年となります。

議長  
(鈴木武夫部会長)

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第9号の説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

小林委員

権利者となる法人はどのような事業を展開しているのですか。

事務局

土気地区を中心に水稻の生産や販売、農作業の受委託を行っています。一部加工用・飼料用米も生産しています。

議長  
(鈴木武夫部会長)

他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

議場

===農政部退室===

議長  
(鈴木部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。

——意見なし——

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。  
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——挙手——

議長  
(鈴木部会長)

賛成全員でございますので、議案第9号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局

事務局より説明願います。

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の36ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の37ページまでに12件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の38ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の44ページまでに36件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」は1件ございました。内容につきましては、関連案件である議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」にてご説明したとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、20件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。

内容につきましては、4月及び5月の農地部会で審議されたもので、5月16日に開催された千葉県農業会議より

議長  
(鈴木部会長)

「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

———質問・意見なし———

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度第3回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2時20分)